

第1章 道路特定事業計画策定にあたって

1. 1 道路特定事業計画の目的・位置付け

我が国では、急速に少子高齢化が進んでおり、平成 29 年（2017 年）には、総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）が 27%を超え、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えています。

また、障害のある方もない方も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、このような背景から、高齢者や障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。

このため、京都市では、高齢者や障害のある方などが、市内を安全・快適に安心して移動できる交通環境を整備するための様々な施策に取り組んでいます。この一環として、阪急嵐山駅と松尾大社駅周辺の徒歩圏を対象とした地区（以下「阪急嵐山・松尾大社地区」）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化を推進するため、「阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「阪急嵐山・松尾大社地区基本構想」という。）を平成 27 年 3 月に策定いたしました。

この阪急嵐山・松尾大社地区基本構想は、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）や平成 24 年 3 月に京都市独自の取組として策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」（以下「全体構想」）に基づいて策定したものであり、今後、阪急嵐山・松尾大社地区の駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差の解消、視覚障害のある方を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進していくにあたっての基本的事項を定めたものです。

西山の緑と桂川の水域に挟まれた阪急嵐山・松尾大社地区は、周辺は落ち着いた住宅地でありながらも、名高い風光明媚の地として、国内外から多くの来訪者を集めています。旅客施設として嵐山駅や松尾大社駅（以上、阪急電鉄）があり、南北の主要な道路として主要府道宇多野嵐山山田線（嵯峨街道）、東西の主要な道路として一般府道嵐山西院線（四条通）があり、周辺には観光・文化施設（松尾大社）、医療施設（内田病院）、都市公園（嵐山公園、嵐山東公園）などがあります。

上記のことから、居住者にも来訪者にも快適なまちとして、だれもが安心・安全で移動しやすい環境の整備が求められます。

これらを受け、阪急嵐山・松尾大社地区基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について、事業内容や実施予定期間などを定めた道路特定事業計画を策定しました。今後は、この事業計画に基づいて道路のバリアフリー化事業を推進します。

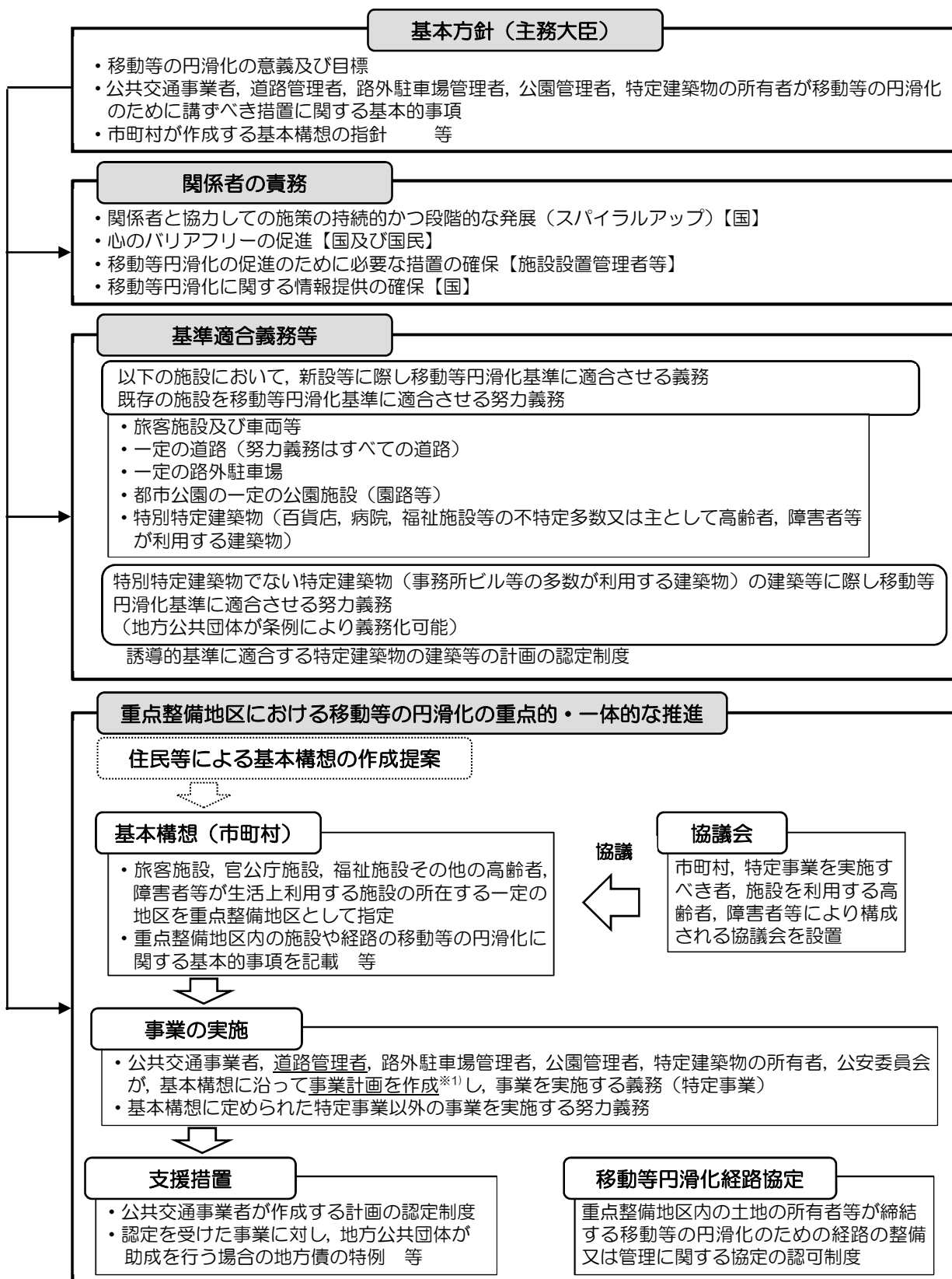


図 1. 1 バリアフリー法の仕組み

※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
（通称：バリアフリー法）第31条第1項

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

1. 2 阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定

1. 2. 1 全体構想の策定

(1) 全体構想策定の主旨

京都市では、平成 14 年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。

国においても、平成 23 年 3 月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成 32 年度を目標年次としたより高い水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性和、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成 24 年 3 月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

(2) 重点整備地区の選定

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の 130 の旅客施設の中から 10 地区の「重点整備地区」（11 旅客施設）を選定しました。阪急嵐山・松尾大社地区においては、平成 26 年度から基本構想策定に向けた取組を始めました。

表 1.1 重点整備地区と基本構想策定期間

公共交通事業者名 グループ名	JR 西日本	京 阪	阪 急	京 福	基本構想策定期間
グループ A	太秦駅 JR 藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾大社駅		平成 24 年度 ～ 平成 28 年度
グループ B	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループ A 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループ B 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの、バリアフリー化整備に向けて、調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区



平成 24 年度に策定済み



平成 25 年度に策定済み



平成 26 年度に策定済み



平成 28 年度に策定済み

1. 2. 2 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想の策定

(1) 基本構想策定の主旨

阪急嵐山・松尾大社地区基本構想は、高齢者や障害のある方などの日常生活、社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、旅客施設（阪急嵐山駅、松尾大社駅）や周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、「はばたけ未来へ！京プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画や関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくにあたっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

- ① バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針
- ② 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路
- ③ バリアフリー化事業計画の概要
- ④ バリアフリー化事業の推進体制

(2) 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、阪急嵐山・松尾大社地区基本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが、施設や設備の改善事業を実施していきます。また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

施設や設備の改善事業のうち、以下の主要な事業（以下「特定事業」）については、阪急嵐山・松尾大社地区基本構想策定後、それぞれの構想に即した事業計画（以下「特定事業計画」）を策定し、バリアフリー化の技術基準である「移動等円滑化基準」に適合させ、原則として目標年次までに事業を完了させなければなりません。

① 「公共交通特定事業」

公共交通事業者が旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業や低床車両の導入など

② 「道路特定事業」

道路管理者（京都市）が実施する道路の段差や勾配の改善などの移動等円滑化のために必要な事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

③ 「交通安全特定事業」

京都府公安委員会が実施する視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などの移動等円滑化のために必要な事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

④ 「その他の特定事業」

建築物の所有者、路外駐車場管理者及び公園管理者が実施する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備、特定路外駐車場の整備及び特定公園施設の整備に関する事業などのうち、必要性及び緊急性の高い事業

1. 2. 3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」の目標年次である平成 32 年度までに、可能な限り「阪急嵐山・松尾大社地区」内のバリアフリー化が完了するよう努め、併せて、ソフト対策などのその他の取組については、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。

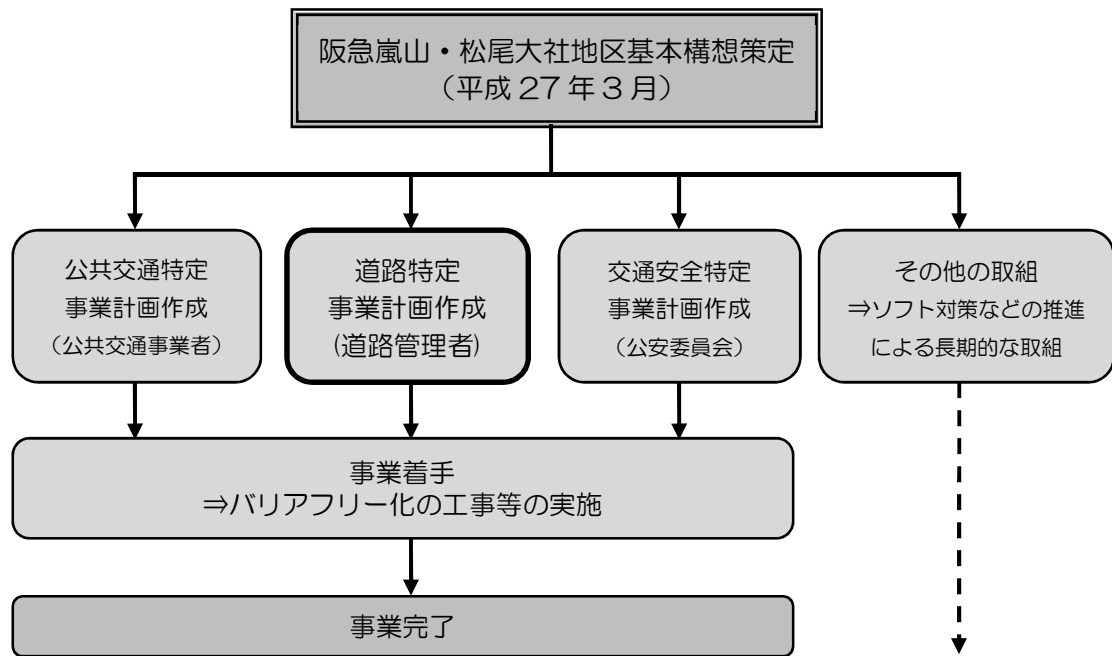


図 1. 2 阪急嵐山・松尾大社地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

1. 3 道路特定事業計画で定める事項

道路特定事業計画では、以下の3事項について定めるものとします。

- (1) 道路特定事業を実施する道路の区間
道路の区間として、生活関連経路を定めます。
- (2) 道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
生活関連経路ごとに実施する事業内容と整備を行う年度目標を定めます。
- (3) その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
道路特定事業計画を行う際に配慮が必要な事項を経路ごとに定めます。

【生活関連経路及び生活関連施設について】

「生活関連経路」：「生活関連施設」相互を結ぶ経路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき
主要な経路

「生活関連施設」：・相当数の高齢者や障害のある方などが利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの各種施設（基本方針より）
・本市では、要件として以下のとおり設定（「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」より）

- ①平均利用者数 3,000 人/日以上、又は 3,000 人/日未満であっても周辺状況等からバリアフリー化整備が必要とされる旅客施設（特定旅客施設）
- ②上記①の特定旅客施設を中心とした徒歩圏(半径 1 km 圏内)において次の要件に該当する施設(下表)

種 別	要 件
旅客施設	多くの高齢者や障害のある方が利用する施設
官公庁施設	区役所、福祉事務所
福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設及び身体障害者福祉センター等
医療施設	医療法上の病院(20 人以上の患者を入院させる施設)
教育施設	特別支援学校
都市公園等	面積が 10,000 m ² 以上の公園
商業施設等	区域内の大型店（大規模小売店舗等）

そのうち、阪急嵐山・松尾大社地区基本構想では以下のとおり設定している。

旅客施設	嵐山駅(阪急電鉄)、松尾大社駅(阪急電鉄)
医療施設	内田病院
観光・文化施設	松尾大社
都市公園	嵐山公園（中之島地区）、嵐山東公園

阪急嵐山・松尾大社地区道路特定事業計画で定めるバリアフリー化を図る経路は、阪急嵐山・松尾大社地区基本構想で設定した「生活関連経路」としている。

阪急嵐山・松尾大社地区基本構想で定めた道路のバリアフリー化の概要（１）



<参考資料>

阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議での現地調査

基本構想策定に参画した学識経験者、高齢者・身体障害者団体の代表、地域の代表者、公共交通事業者、公安委員会及び行政関係者等と一緒に現地の点検を行い、現場状況や問題点を確認しました。また、調査の班ごとに発表を行い、調査内容の情報を共有することができました。

1) 調査の概要

実施日：平成26年6月11日（水） 13：30～17：00

参加者：総数23名（うち、道路調査8名）※随行者含む

2) 調査状況



駅調査風景



道路調査風景



意見交換の状況



問題点のまとめ



問題点発表の様子